

第70号議案

芦屋市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年12月1日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

国家公務員の配偶者同行休業制度に係る人事院規則の一部改正を踏まえ、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年芦屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2項」の次に「，第3項」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は，配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり，及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

参 照 1

芦屋市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

国家公務員の配偶者同行休業制度に係る人事院規則の一部改正を踏まえ、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情（第6条の2関係）

配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日において、配偶者の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、その引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準じると認められる事情とする。

(2) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日

地方公務員法抜粋

(配偶者同行休業)

第26条の6 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、3年を超えない範囲内において条例で定める期間、配偶者同行休業（職員が、外国での勤務その他の条例で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第5項及び第6項において同じ。）と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。以下この条において同じ。）をすることを承認することができる。

2 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が前項の条例で定める期間を超えない範囲内において、条例で定めるところにより、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

3 配偶者同行休業の期間の延長は、条例で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

(第4項から第11項まで省略)

芦屋市職員の配偶者同行休業に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項、第2項、<u>第3項</u>、第6項、第7項、第8項及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)</p> <p>第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。</p> <p>(1) 外国での勤務 (2)・(3) (省略)</p> <p><u>(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</u></p> <p><u>第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項、第2項、第6項、第7項、第8項及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)</p> <p>第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。</p> <p>(1) 外国での勤務 (2)・(3) (省略)</p>